

楽天銀行ビジネスローン 法人情報の取扱に関する同意条項 改定のお知らせ

2017年4月1日

平素より楽天銀行ビジネスローンをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

「楽天銀行ビジネスローン 法人情報の取扱に関する同意条項」について以下の通り、改定いたします。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

楽天銀行ビジネスローン 法人情報の取扱に関する同意条項 新旧対照表	
新	旧
<p>第1条（個人信用情報機関の利用等） 1～2（略）</p> <p>■全国銀行個人信用情報センター（略） ■株式会社日本信用情報機構</p> <p>▼契約内容に関する情報の「登録期間」 契約継続中および契約終了後5年以内</p> <p>▼返済状況に関する情報の「登録情報」 入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等</p> <p>▼返済状況に関する情報の「登録期間」 契約継続中および契約終了後5年以内</p> <p>▼取引事実に関する情報の「登録期間」 契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）</p> <p>▼申込みにに関する情報の「登録期間」 照会日から6ヶ月以内</p> <p>3. 前二項に定める個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は、各機関のホームページに掲載されて</p>	<p>第1条（個人信用情報機関の利用等） 1～2（略）</p> <p>■全国銀行個人信用情報センター（略） ■株式会社日本信用情報機構</p> <p>▼契約内容に関する情報の「登録期間」 契約継続中および完済日から5年を超えない期間</p> <p>▼返済状況に関する情報の「登録情報」 入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等</p> <p>▼返済状況に関する情報の「登録期間」 契約継続中及および完済日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）</p> <p>▼取引事実に関する情報の「登録期間」 当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）</p> <p>▼申込みにに関する情報の「登録期間」 申込日から6ヶ月を超えない期間</p> <p>3. 前二項に定める個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は、各機関のホームページに掲載されて</p>

<p>おります。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行ではできません）。また、カードの有効期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合には、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>【当行が加盟する個人情報情報機関】</p> <p>(1) 全国銀行個人情報センター（略）</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 ホームページ・アドレス：http://www.jicc.co.jp/ お問い合わせ先：0570-055-955</p> <p>主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関</p>	<p>おります。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行ではできません）。また、カードの有効期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合には、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>【当行が加盟する個人情報情報機関】</p> <p>(1) 全国銀行個人情報センター（略）</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 ホームページ・アドレス：http://www.jicc.co.jp/ お問い合わせ先：0120-441-481</p> <p>主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関</p>
---	---